

イツコウイツキ 一向一揆 (一)政教混同

時代一向一揆が加賀に勢威を振つたのは、長享二年富樫政親を滅亡せしめた時を始期とし、天正八年佐久間盛政が彼等の本據金澤御坊を陥落せしめた時を終期として、その間九十三年に亘つた。凡そ武門の興隆隆替は戦國

の代に於いて何處にも見られるが、加賀に在つては之と類を異にし、僧侶と士民から成る一向宗門徒の大集團が、政教混同の政府を組織して國內を統治したのであつた。蓮如上人御法語に、政親滅亡後の加賀のことを『近年は百姓の持たる國のやうになり行ことに候。』とあるもの、即ち是である。

た下間筑前頼善、享祿二年に莅任した下間筑前頼秀・下間備中頼盛兄弟、元龜・天正に於ける下間筑後・下間和泉・七里三河・杉浦壹岐・坪坂伯耆・松永丹後の如きは皆坊官である。

(三)堂衆—堂衆は僧侶で宗務を專管し、亦本願寺から金澤御坊に派遣駐在せしめるもの、又はその子孫であつた。越賀雜記に、文龜元年武佐の祐乘を加州末寺坊主に下したといひ、天文日記天文十五年十月廿九日の條に、『爲堂衆廣濟寺慶信下之。』といふ如きは堂衆である。天正八年佐久間盛政の金澤御坊を攻めた時、本誓寺・廣濟寺・惠林坊・善照寺等相議して開城に決したとあるが、若しそれが事實であるとしたならば彼等も亦堂衆であつたであらう。

(四)大坊主—加賀國土著のもので、金澤御坊を圍繞し、之を守護し、之が相續を計る大寺院には、三山の大坊主といはれるものがあつた。三山の大坊主は江沼郡山田の光教寺・能美郡波佐谷の松岡寺・河北郡若松の本泉寺であり、その他石川郡鶴來の願得寺・同郡吉藤の専光寺・河北郡磯部の勝願寺・同郡木越の光徳寺・同郡鳥越の弘願寺等も皆大坊主であつた。又新來の大坊主では、越前から入つた超勝寺・本覺寺があり、一揆活躍の際に當つて、常にその中心となつた。

(五)門徒—本願寺門徒たる士民は、信仰上各寺坊に分屬し、各寺坊は本願寺に屬する。而して金澤御坊は本願寺の別院であるが、本山と各寺坊との中間に立つて上通下達を掌る機關ではなく、本末兩者の交渉は常に直接に行はれてゐた。故に各寺坊に支配せられる門徒は某寺門徒と呼ばれて、本願寺に陪屬の關係

にあつたのである。但しこの外別種の政治的系統があつて、門徒は居住地域によつて組に分かれ、組は郡に分かれ、郡は金澤御坊の統率に屬してゐた。

(六)郡の長—坊官の下に直屬する俗人に郡の長があつた。郡は江沼・能美を南二郡、石川・河北を北二郡といひ、若し南北同時に事ある時は、南二郡は上口に、北二郡は下口に向かうた。元龜三年北二郡が上杉氏と戦ひつゝある間に、南二郡をして越前に出で、朝倉氏と共に淺井氏を助けて、織田氏に抵抗せしめんとした如きは是である。若し一方にのみ出師の必要ある時は、全國力を協すこと勿論である。天正三年一揆が江越の界で織田氏の軍を防がんとした時に、石川郡の若林長門も參加してゐる類である。併し大體に於いて南二郡と北二郡は手取川に隔てられて、利害を同じくし行動を共にすることが少かつた。この二郡宛の郷士の長が、職名を郡の長といふ者では、その最も著名なるものであつた。

(七)組—郡が各若干の組に別れたことは、天正四年八月廿一日一揆の首領等が下間刑部卿法眼に捧げた訴狀によつて見るべく、その首領の交名には蛭川新七郎重親・廣瀬伊賀守貞治(一作貞清)・長谷川勘十郎秀盛・伊藤宗次郎政誠・奥近江守政麿・龜田小三郎岳信・高桑源左衛門茂數(一作武數)・山本若狹守家藝・窪田大炊允經忠(一作綱盛)・錦木右衛門尉頼信・河合虎春・石黒土佐守政辰(一作政長)があつて、その花押又は印を署し、各人名の次に同組中と記して、又別種の花押を加へてゐる。是によつて觀れば、毎組は一人の郷士が統率し、

而して組中にも亦士民の代表があつたのである。又別に山登番惣組中・六ヶ惣組中・西縁惣組中・米富惣組中があつて、同じく花押を書いてゐる。これ等は郷士を戴かざる組である。上記の十六組は石川・河北二郡に屬するものであるが、之を以て兩郡の組の惣數とすべきではなく、この訴狀に加らぬ若干の組もあつたであらう。論者或は河北郡に限つて一番組・二番組の稱呼があつたやうに言ふが、必ずしもさうでなく、一郡内の各組を番號と呼ぶ時は何番組といひ、隊長を以てする時は一瀬豊四郎組・蛭川和泉組の如くに稱へ、隊長なくして士民のみの集團たる場合には六ヶ惣組・米富惣組の如くいふも、その中間々番號の形式を存する山一番組の如き名稱もあつたのであらうと考へられる。

(八)旗本—前記組の首領たる郷士は之を旗本と稱することもあつた。旗本が本願寺の取立てる所であつたことは天文日記で證せられる。然れば旗本を戴く組は、そのない組よりも上位のものであるとも言へる。又天文日記に加州十人衆とか加州十人衆組とかいふ語が見える。恐らくは旗本の集合團體かと思はれるが確證を得ぬ。

(九)番衆—天文の頃大坂本願寺の警固に當らしめん爲、諸國の門徒が團體を作つて上り、三十日交代で役に服するを三十日番といひ、その人を番衆といつた。天文日記に山田番衆とあるも山田光教寺から出した番衆であらう。番衆を命ぜられることが名譽であつたから、懲戒の爲に番衆を罷免することもあつた。

(十)司法—一揆團體の刑法は詳かでないが、門徒拂はその一つであつた。一揆が富樫氏を